

南阿蘇村新阿蘇大橋展望所指定管理者募集要項

1 対象施設の概要

(1) 名称

南阿蘇村新阿蘇大橋展望所「ヨ・ミュール」

(2) 所在地

阿蘇郡南阿蘇村大字河陽4368番地1

(3) 施設の設置目的、役割等

南阿蘇村新阿蘇大橋展望所「ヨ・ミュール」(以下「展望所」という。)は、平成28年熊本地震からの復興の象徴である新阿蘇大橋及び周辺の景観を求めて訪れる人々に対して防災意識の醸成を図るとともに、憩いの場及び交流人口の促進を図ることを目的とした施設です。

(4) 施設の沿革

令和3年3月 竣工

令和3年8月 浄化槽改修

(5) 施設内容、規模等

木造平屋建て ガルバニウム鋼板立ハゼ葺

(6) 現在の管理運営体制

指定管理者により施設を管理

(7) 施設の利用実績

区分	令和6年度 (R6.4.1~R7.3.31)
利用者数	59,574人

2 施設管理運営と指定管理者募集に当たっての基本的な考え方

次に掲げる項目に沿って、展望所の管理運営を行ってください。

- ① 熊本地震からの復興の象徴である新阿蘇大橋及び周辺の景観を求めて訪れる人々に対して防災意識の醸成を図るとともに、憩いの場及び交流人口の促進を図るよう運営を行うこと。
- ② 個人情報保護法、南阿蘇村個人情報保護条例等関係法令を遵守し、個人情報の保護の徹底を図ること。
- ③ 効率的かつ効果的な運営を行い、管理運営に反映させること。
- ④ 来訪者の増加を図るとともに来訪者の利便性の向上に努めること。
- ⑤ 公の施設であることを念頭に置いて、公平な運営を行うこと。
- ⑥ 展望所の管理運営を通して、地域の振興施策の推進に寄与すること。

3 指定管理者が行う管理業務の基準

(1) 休館日

次に掲げる日を休館日とします。

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ村長の承認を得て、休館日を変更し、又は別に定めることができます。

- ① 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の規定により休日とされる日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日以後の休日以外の最初の日）
- ② 12月29日から翌年1月3日まで（①に該当する日を除く。）

（2）使用時間

午前9時から午後5時まで

※ 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ村長の承認を得て、使用時間を変更することができます。

（3）法令遵守等

管理運営業務を行うに当たっては、次の法令等を遵守してください。

- ① 南阿蘇村新阿蘇大橋展望所条例、同施行規則
- ② 地方自治法、同施行令、同施行規則ほか行政関係法令
- ③ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令
- ④ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同施行規則、水道法、同施行規則、建築基準法、消防法、同施行規則、電気事業法その他施設、設備の維持管理又は保守点検に関する法令
- ⑤ 個人情報保護に関する法律、同施行令、同施行規則
- ⑥ その他

ア 指定管理者は、展望所の管理に関し知り得た個人情報の保護を図るため、個人情報の保護に関する法律第66条第2項第2号の規定に従い、協定において定める安全確保の措置を講じること。

イ 指定管理者は、展望所の使用許可承認等行政処分に対応する権限を行使するときは、南阿蘇村行政手続条例第2章の規定を遵守すること。

ウ 指定管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書等は、適正に管理し、5年間保存すること。指定期間を過ぎた後も同様とする。

エ 指定管理者は、業務の実施に当たっては、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理に努めること。

また、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達（グリーン調達）に努めること。

※ 管理の基準に関する細目的事項は、仕様書によるほか、協議の上、協定で定めます。

（4）施設の設備及び物品の維持管理

展望所の設備及び施設の維持管理を適切に行ってください。

※ 管理の基準に関する細目的事項は、仕様書によるほか、協議の上、協定で定めます。

（5）利用料金の減免及び還付

南阿蘇村新阿蘇大橋展望所条例第13条第3項の規定に基づき、指定管理者は、あらかじめ村長の承認を得て定めて基準により利用料金の減免又は還付することができます。

(6) リスク分担

村と指定管理者との管理業務に係るリスク分担については、下表を基準に展望所の管理運営に関する協定書において決定します。

なお、表中に定めのないリスクが生じた場合については、村と協議のうえリスク分担を決定することとします。

リスク分担表

種 類	内 容	負 担 者	
		甲	乙
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○ ※1
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
住民及び使用者への対応	地域との協調		○
	展望所の管理業務に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟及び要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	展望所の管理業務に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者制度に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	管理業務に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治又は行政的理由による事業変更	政治的又は行政的理由から、管理業務の継続に支障が生じた場合又は管理業務の内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象をいう。）に伴う、施設又は設備の修復による経費の増加	○	
	不可抗力に伴う、あらかじめ定められた管理業務に係る経費以外の増加	△	
書類の誤り	仕様書等甲が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等乙が提出した内容の誤りによるもの		○
資金調達	経費の支払遅延（甲→乙）によって生じた事由	○	
	経費の支払遅延（乙→業者）によって生じた事由		○
管理物件の損傷	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	経年劣化によるもの（小規模なもの）		○
	〃（上記以外）	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの		○

	いもの（小規模なもの）		
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
資料等の損傷	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので当該第三者が特定できないもの（小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので当該第三者が特定できないもの（上記以外）	○	
第三者への賠償	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏えい又は犯罪発生		○
事業終了時の費用	指定期間が終了した場合又は指定期間の中途において管理業務を廃止した場合における乙の撤収費用		○

（注）△は別途、村との協議が必要。

※1 指定管理業務の継続に重大な影響を及ぼすものは協議事項とする。

4 指定管理者の業務等

- ① 展望施設の管理業務
- ② 休憩施設の管理業務
- ③ 熊本地震からの復興の象徴である新阿蘇大橋及び周辺の景観を求めて訪れる人々に対して防災意識の醸成と図るとともに、憩いの場及び交流人口の促進を図るために必要な業務
- ④ 展望所の使用の許可に関する業務（行政財産の目的外使用許可に関する業務を除く。）
- ⑤ 展望所の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
- ⑥ その他展望所の管理運営上必要と認める業務

5 指定の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

6 管理に要する経費

（1）指定管理料の額

施設管理に要する経費については、利用料金収入及び指定管理者の自主事業収入による独立採算制を採用し、指定期間1年間の指定管理料は原則として0円とします。

※ 基準価格を超える提案があった場合には、失格となりますので、御注意ください。

（2）利用料金

施設の管理については、公の施設の利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として収受できる「利用料金制」を採用しています。

利用料金については、南阿蘇村新阿蘇大橋展望所条例第13条で定める額の範囲内で、村長の承認を得て、指定管理者が定めることができます。

(3) 経費の精算

指定管理者の経営努力によって生み出された余剰金については、原則として精算による返還を求めないものとします。

なお、利用料金収入の減少など、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合の補填はありません。

7 参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす法人その他の団体であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 熊本県及び南阿蘇村から指名停止措置又は南阿蘇村と高森警察署が締結した暴力団排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
- ③ 労働者災害補償保険に加入していること。
- ④ 村・県民税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

※ 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項に留意してください。

ア グループを構成する法人等の中から村に対する窓口として代表団体を選出し、村とのやり取りについては当該代表団体が行うこと。

イ 申請書の記名押印等については、構成員全員が行うこと。

ウ 8提出書類の②から⑥、⑧から⑫及び⑬のイに掲げる書類については、構成員それぞれについて提出すること。

エ 申請については、一の申請者につき一の提案に限ること。また、構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。

オ 代表団体が7参加資格の①から⑤までに掲げる要件の全てを満たし、かつ、その他の構成員が①から⑤に掲げる要件を満たすこと。

8 提出書類

申請に当たっては、次の書類を村に提出していただきます。

なお、村が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- ① 指定管理者指定申請書（南阿蘇村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年南阿蘇村規則第35号）（様式第1号）
- ② 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- ③ 代表者の身分証明書（非法人の場合）
- ④ 団体の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- ⑤ 申込資格に関する申立書（様式第2号）
- ⑥ 国税及び地方税の納税証明書（募集要項の配布開始日以降に交付されたもの）又は納税義務が

ない旨及びその理由を記載した申立書（様式第2号）

⑦管理を行う公の施設の事業計画書、収支計画書（別紙様式1）

⑧前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）

⑨前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ）

⑩現事業年度の収支予算書及び事業計画書（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ）

⑪団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書

⑫団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

⑬その他村長が必要と認める書類

ア グループで申請する場合は、グループ構成員表及び原本証明がなされた協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）の写し及び団体一覧表（別紙様式2）

イ 南阿蘇村と高森警察署が締結した暴力団の排除に関する合意書に基づき、南阿蘇村が実施する暴力団との関係の確認に関する申立書（別紙様式3）

9 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

① 受付期間 令和7年11月7日（金）から令和7年11月13日（木）まで

② 受付方法 質問票（別紙様式4）に記入の上、末尾記載の問合せ・連絡先に電子メール又はファクシミリで提出してください。

③ 回答方法 質問のあった事項については、随時村ホームページに掲載する等の方法により回答します。

10 現地見学会の実施

現地見学会を、次により開催します。参加を希望される場合は、別紙様式5に法人等の名称及び参加する方の氏名を記載し、令和7年11月10日（月）午後3時までに末尾記載の問合せ・連絡先に電子メールで提出してください。

① 開催日時 令和7年11月12日（水） 午前10時から1時間程度

② 開催場所 南阿蘇村新阿蘇大橋展望所（南阿蘇村大字河陽4368番地1）

11 申請書提出先及び提出期間

(1) 提出先

南阿蘇村 企画観光課

〒869-1404 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽1705番地1

電話 0967-67-1112

(2) 提出期間

令和7年11月10日（月）から令和7年11月17日（月）までの日（休日を除く。）の午

前8時30分から午後5時までとします。

※ 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後4時までに必着のこと。

※ 電子メール及びファクシミリでの提出は認めません。

1 2 指定管理候補者の選定

(1) 選定方法

南阿蘇村公の施設に係る指定管理者選定委員会（以下「選考委員会」という。）の選考意見を踏まえて、最終的に村において、指定管理候補者を選定します。

なお、選考委員会では、各委員が次の審査基準に基づいて審査及び採点を行い、選考意見を取りまとめます。

(2) 審査基準と配点

選定基準	審査項目	内容	判定※
事業計画書の内容が住民の平等な利用を確保することができるものであるか	施設の設置目的及び村が示した管理の方針	公の施設としての設置目的を理解しているか	適 ・ 否
		村が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか	
		団体の経営モラルや経営実態は健全か	
	住民の施設の平等な利用確保	事業計画等の内容が収益事業等の特定の事態に偏っていないか	
		施設の利用が一部の利用者に偏った計画となっていないか	

※選定委員会において「否」と判定された場合は失格とし、以下の採点は実施しない。

選定基準	審査項目	内容	配点
1. 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	公の施設として利用拡大の取組内容は適切か	30
		地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか	
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	サービスの向上のための取組内容は適切か	
		募集要項に示した内容の提案は適切か	
		自主事業の提案は村が意図した企画となっているか	
		全体的に施設の整備、機能を活用した内容となっているか	
2. 公の施設の適切な維持管理及び管理経費の	施設の維持管理及び収支計画の内容、適	求めている内容が事業計画書で提案されているか。	25
		施設管理、安全管理に関する計画が適切か	

縮減が図られるものであるか。	格性及び実現の可能性	維持管理は効率的に行われているか	
		収入、支出の積算方法や根拠は適切か	
		利用料金及び自主事業等の収入により施設の管理運営経費の捻出が見込まれるか	
3. 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているか。	安定的な運営が可能となる人的能力	職員体制は十分か、また採用や確保の方策は適切か	30
		緊急時や住民、利用者からの対応等の体制は確保されているか	
		職員の指導育成、研修体制は十分か	
	安定的な運営が可能となる経理的基礎	団体の財務状況は健全か	
		金融機関、出資者等の支援体制は十分か	
	類似施設の運営実績	民間を含めた類似施設や類似業務を良好に運営した実績はあるか	
4. その他当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項	村の賑わい創出	新たな経済効果の創出に期待できるか	15
		施設周辺地域への経済波及効果（地元特産品・資源の活用など）が期待できるか	
	その他独自の提案	魅力的な事業展開がなされ、利用率の向上に繋がる提案が具体的にできているか	

※指定管理料が0円のため、価格審査は行わない。

1.3 申請に要する経費

申請に要する経費等は、全て申請者の負担とします。

1.4 無効又は失格

本要項中に記載しているほか、次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ① 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤ その他、選考委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの

1.5 選考委員会

令和7年11月19日（水）に実施します。（予定）

申請者である法人その他の団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いします。時間、場所等については、後日連絡します。

1.6 選定結果等の公表

応募状況については、申請した団体の名称について公表します。

選定結果については、各申請者に文書で通知するとともに、村のホームページ上で各申請者

の得点状況、指定管理候補者の選定理由、指定管理候補者の事業計画の概要等を公表します。

17 指定管理者の決定

- ① 指定管理者は村議会の議決を経て指定され、村と指定管理者との間で協定を締結します。

18 その他

- ① 提出書類はお返しいたしません。
- ② 提出された書類は、村庁内及び選定委員会での検討に限り、必要に応じ複写します。
- ③ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

19 留意事項

- ① 指定管理候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理候補者が「7参加資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実にないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、協定を締結せず、又は協定を解除し、指定管理者の指定を行わないことがあります。
- ② 指定管理者の指定後に、指定管理者が「7参加資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実にないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

20 決定までのスケジュール

- ① 指定管理者の募集期間
 - ア 募集要項の交付 令和7年11月 4日（火）～11月17日（月）
 - イ 現地見学会 令和7年11月12日（水）
 - ウ 応募書類の提出 令和7年11月10日（月）～11月17日（月）
- ② 一次審査 応募書類の受付後随時
- ③ 選定委員会開催 令和7年11月19日（水）予定
- ④ 指定管理候補者決定 令和7年11月下旬
- ⑤ 議会の議決 令和7年12月中旬ごろ
- ⑥ 指定管理者の指定告示 令和7年12月ごろ
- ⑦ 指定管理者業務の開始 令和8年 4月1日

問合せ・連絡先

南阿蘇村企画観光課 商工観光係

電話 0967-67-1112

FAX 0967-67-2073

e-mail sangyo@vill.minamiaso.lg.jp

南阿蘇村新阿蘇大橋展望所指定管理に係る基準価格積算内訳

単位：千円

単位：円

	項 目	令和8年度	積算の内訳	6年度実績
収入	販売収入	12,000	1,000千円×12ヶ月＝12,000千円	21,267,090
	ドリンク自販機	480	40千円×12ヶ月＝480千円	561,887
	アベックス自販機	480	40千円×12ヶ月＝480千円	589,214
	移動販売車出店料	-		91,490
	双眼鏡収入	-		243,200
	合計	12,960		22,752,881

	大分類	項 目	令和8年度	積算の内訳	6年度実績
支出	人件費	給料	6,000	20万円×12月×2人、10万円×6月×2人	8,000,000
		手当	1,200	人件費の20%相当（社会保険、労働保険、通勤手当、等）	
	管理運営費	光熱水費	660	電気代50千円×12ヶ月＝600千円、水道代5千円×12ヶ月＝60千円	548,899
		修繕費	200	100千円×2回＝200千円	200,000
		通信運搬費	84	光電話、wifi通信費7千円×12ヶ月＝84千円	78,400
		消耗品費	300	トイレトペーパーほか	300,000
		保守点検費	-	浄化槽関係（村負担）	6,400
		警備費	-	警備委託料（村負担）	277,200
	事務費	保険料	80		72,000
		旅費、交通費	20	2千円×10回＝20千円	
		備品・消耗品費	40	5千円×8回＝40千円	
		雑費	60	5千円×12ヶ月＝60千円	
	諸経費		14	5千円×2回＝10千円、2千円×2回＝4千円	
	合計		8,658		9,482,899

基準価格	0		13,269,982
------	---	--	------------